

下関市監査委員公表第9号
令和5年(2023年)5月8日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
福祉部	介護保険課
産業振興部	産業振興課、産業立地・就業支援課
教育委員会	教育政策課、文化財保護課、歴史博物館、下関商業高等学校

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

福祉部、産業振興部
令和4年4月1日から同年12月31日まで
教育委員会
令和4年4月1日から令和5年1月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行

われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

福祉部、産業振興部
令和5年2月1日から同年4月30日まで
教育委員会
令和5年3月1日から同年4月30日まで

6 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

福祉部 介護保険課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
産業振興部 産業振興課	
	[指摘事項] (1) 下関市創業支援施設における施設使用料及び電気料に係る実費弁償金の収入事務において、納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していない事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。 (2) 下関市商工業振興センター（以下「センター」という。）に係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。基本協定書等に基づき適正に事務処理されたい。また、所管課は指定管理者を指導するとともに、チェックを強化されたい。 ア 所管課で処理するセンター使用料の減免申請書にセンターの使用許可

<p>書が添付されていたが、既に使用料が減免された状態で発行されていた。所管課によると、申請者より使用申請書と同時に減免申請書がセンターに提出されたため、センターの指定管理者が減免対象と判断し予め減免した使用許可書を発行したとのことであった。下関市商工業振興センターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第12条第1号の規定によりセンター使用料の減免は管理運営業務から除外されているため、所管課が減免処理を行っているが、減免の適否の決定前に指定管理者が減免後の使用許可書を発行していた。また、指定管理者が減免後の使用許可書を発行しているため、所管課は減免の適否の決定について市長名で申請者へ通知していなかった。</p> <p>イ 毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に対し、所管課は基本協定書第34条に規定されるモニタリングチェックシートによるモニタリングを行っていなかった。</p> <p>ウ 指定管理者が報告した令和3年度の収支報告書において、収入の項目に自主事業による収入を計上しておらず、また、支出の項目では自主事業の経費を指定管理業務に含めて計上していた。基本協定書第41条の規定により、指定管理者は指定管理業務と自主事業の収支を明確に区別する必要があった。また、所管課は自主事業の収支について確認を行っていなかった。</p>	
<p>[意見]</p> <p>なし</p>	
<p>産業振興部 産業立地・就業支援課</p>	
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市勤労福祉会館飲食店の水道料金の実費弁償金について、上下水道局が、コロナ禍による支援策として水道料金の10%の減額を実施していたが、この期間の減額は、実費弁償金には算定されていなかった。所要の措置を講じるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可（自動販売機2台）に係る使用料の算定について、自動販売機1台ごとに使用面積の端数処理を行ったことに起因する算定誤りにより、本来徴収すべき額よりも多く調定していた。所要の措置を講じるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p>	
<p>[意見]</p> <p>なし</p>	

教育委員会 教育政策課

[指摘事項]

(1) エネルギー管理講習受講料を、資金前渡により支出しているが、当該受講料の払込みに係る手数料については、資金前渡職員が私費により支払っていた。同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

[意見]

なし

教育委員会 文化財保護課

[指摘事項]

(1) 考古博物館休憩所に係る水道料金の実費弁償金について、上下水道局が、コロナ禍による支援策として水道料金の10%の減額を実施していたが、この期間の減額が、実費弁償金には算定されていなかった。所要の措置を講じるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(2) 重要文化財旧下関英国領事館に係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 以下の事項について、書面による承認又は承諾を行っていないかった。

(ア) 重要文化財旧下関英国領事館の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第19条第2項の規定による管理運営業務の第三者への委託

(イ) 基本協定第29条第1項の規定による年間事業計画書

(ウ) 基本協定第40条第2項の規定による指定管理者が定める利用料金

イ 指定管理者は自主事業を行っているが、基本協定第57条第2項の規定による自主事業計画書が確認できなかった。

ウ 重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第19条第2項の規定による利用料金の告示をしていなかった。

エ 指定管理者が自主事業を行う際の行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、指定管理者は使用料の納付について分納を要望していたが、それについて検討することなく要望とは異なる延納の意思決定をしていた。

オ エの使用料について、令和4年4月に行うべき調定を行っていないかった。

(3) 行政財産の目的外使用許可に係る手続について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

	<p>ア 新規の案件のため部長による決裁で行うべきところ、課長による決裁で行っていた。</p> <p>イ 教育長名による使用許可書に使用料の免除も記載されていたが、当該免除は予算執行に係る事項であり、教育長に権限がないものであった。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会 歴史博物館</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 私人への歳入の徴収又は収納の事務委託について、以下の事項が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 下関市立歴史博物館駐車場管理運営業務及び下関市立東行記念館受付等委託業務について、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項により告示するものと規定されているが、告示をしていなかった。</p> <p>イ 下関市立歴史博物館駐車場管理運営業務について、駐車場の使用料の徴収事務が第三者に再委託されていた。地方自治法第243条では、特別の定めがある場合を除いて私人に公金を取り扱わせることを禁止し、同法施行令第158条第1項では使用料については例外的にこれを可能としている。したがって、公金の取扱いの私人への委託があくまでも例外であることや、委託した場合にはその旨を明確にするために同条第2項により告示や公表が求められることから、私人に委託された徴収事務をさらに別の私人に再委託することは法令上の明確な根拠がない限り不適切である。</p> <p>ウ 下関市立歴史博物館駐車場管理運営業務について、地方自治法第243条に基づく私人への公金取扱いの委託は、下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しないにもかかわらず、長期継続契約を締結していた。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上